

広島県告示第八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県廿日市市内、同市内西畑口、同市四季が丘一〇丁目及び同市峰高二丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
東畑口B（一七〇一一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東畑口（二〇二六一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東畑口（二七三一一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東畑口（二〇二六）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東畑口（二七三）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
四季が丘上A（七九七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
佐原田（二七二四）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
佐原田（二七二四一一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
佐原田（二七二四一一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域の表示及び法規
 第九条第二項に
 定する土砂災害警
 戒区域等における
 土砂災害防止対策
 の推進に関する法
 律（平成十四年
 三月十八日政令
 第三十八号）で
 定める事項

向井原A (六八二八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向井原A (六八二八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向井原B (六八二九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向井原B (六八二九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出ヶ原 (二〇二八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	出ヶ原 (二〇二八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出ヶ原A (六八二七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	出ヶ原A (六八二七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向井原A (六八二八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向井原A (六八二八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷 (二七五―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東谷 (二七五―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷 (二七五―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東谷 (二七五―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷 (二七一―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東谷 (二七一―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷 (二七一―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東谷 (二七一―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷 (二七一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東谷 (二七一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷A (六八二六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東谷A (六八二六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地御前C (八〇五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	地御前C (八〇五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地御前B (八〇三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	地御前B (八〇三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
速谷集会所 (五九九六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	速谷集会所 (五九九六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐原田 (七二四―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐原田 (七二四―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐原田 (七二四―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐原田 (七二四―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

御手洗川支 川(五〇〇 五―三)	土石流	次の図のとおり	御手洗川支 川(五〇〇 五―二)	土石流	次の図のとおり
御手洗川支 川(五〇〇 五―一)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
御手洗川支 川(五〇〇 五―一)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
大林A(五 九七七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	御手洗川支 川(五〇〇 五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大林A(五 九七七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	御手洗川支 川(五〇〇 五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
野稲原(六 八三二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	野稲原(六 八三二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
野稲原(六 八三二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	野稲原(六 八三二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原F(七 九三―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原F(七 九三―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原F(七 九三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原F(七 九三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原F(七 九三―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原F(七 九三―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原(五 〇五九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原(五 〇五九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原(五 〇五九―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原(五 〇五九―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原(五 〇五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原(五 〇五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大林A(五 九七七―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大林A(五 九七七―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原E(六 八五七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原E(六 八五七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原C(六 八三〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原C(六 八三〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向井原D(六 八三一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向井原D(六 八三一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

御手洗川支川(二〇)	御手洗川支川(六七〇隣b)	永慶寺川支川(六七〇隣a)	永慶寺川支川(六七〇隣a)	東谷川及び支川(七―三)	東谷川及び支川(七―二)	東谷川及び支川(七―一)	東谷川及び支川(七―一)	御手洗川支川(六一―二)	御手洗川支川(六一―一)	御手洗川支川(五一―二)	御手洗川支川(五一―一)	御手洗川(四―三)	御手洗川(四―二)	御手洗川(四―一)	御手洗川支川(三一―二)	御手洗川支川(三一―一)	御手洗川支川(五〇〇―五―五)	御手洗川支川(五〇〇―五―四)	御手洗川支川(五〇〇―五―〇)	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	永慶寺川支川(六七〇隣b)			東谷川及び支川(七―三)	東谷川及び支川(七―二)	東谷川及び支川(七―一)	東谷川及び支川(七―一)	御手洗川支川(六一―二)	御手洗川支川(六一―一)	御手洗川支川(五一―二)	御手洗川支川(五一―一)			御手洗川(四―一)						
	土石流			土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流			土石流						
	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり						

御手洗川支 川二九(二)	土石流	次の図のとおり				
御手洗川支 川二九(二)	土石流	次の図のとおり	御手洗川支 川一〇(六) 七〇八)	土石流	次の図のとおり	
			入野川(五) 〇〇二)	土石流	次の図のとおり	
			御手洗川支 川三一(六) 七一二)	土石流	次の図のとおり	
			御手洗川支 川三二(六) 七一三)	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。